

自動車教習所 傷害見舞金制度（規約）

自動車教習所 傷害見舞金制度

本傷害見舞金制度は、当教習所が入校者全員に提供するサービスです。今般ご入校いただいた教習生の皆様が卒業されるまでの間に、教習所内で万が一の事故により一定基準のケガ等を負われた場合、教習所からお見舞金を給付します。

お申込みは、表記に記載の通り、(1)「携帯電話」からご登録いただくか、(2)「本紙下部の登録書」に記入して教習所窓口へ提出いただくのどちらかの方法でお手続きください。本制度に登録いただきますと、当教習所が本制度の運営を委託している日本カーライフアシスト株式会社(以下「JACLA」といいます)より、お客様の携帯電話またはご登録のメールアドレスに配信される「登録完了のお知らせ」に「登録番号」が記載されます。見舞金請求時に必ず必要ですから大切に保存してください。また、登録者は、JACLAが提供する「運転免許支援サイト」をはじめとする、運転者向け各種サポートサービスを無料で利用することができます。

規約

1.見舞金給付対象事故と給付金の内容

(1)見舞金給付対象事故

教習所在校中の教習生が、公安委員会指定の教習カリキュラムにおける教習（教習車両に搭乗を含む）を受講中、または、教習所の敷地内、教習所の管理下にある合宿施設内、教習所との提携宿泊施設内において「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガあるいは死亡（後遺障害を含む）した場合、見舞金が給付されます。但し、火災、天災（地震・噴火・津波）および戦争（テロを含む）に起因する場合を除きます。又、犯罪等事件性が高い事案、あるいは当事者本人の故意・重過失（自殺・棄物他）に起因する事案等、本制度の健全な運用にそぐわないと思われる場合は給付されません。

(2)見舞金の種類と金額

①<死亡見舞金>

1,000,000円

(当該事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合に給付されます。)

②<後遺障害見舞金>

死亡見舞金額を上限に、後遺障害の程度により「自賠責保険」に定める割合を準用した金額を給付します。(当該事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が確定した場合に給付されます。)

③<入院・通院見舞金>

当該事故の治療に要したそれぞれの日数により下記の金額(定額)を給付します。(日数計算の対象期間は「入院は事故の日から180日以内、通院は事故の日から90日以内」とします。同一事故で計算期間中複数回の入・通院があった場合は、それぞれの合計日数を下表での「入院・通院期間」とします)

入院・通院期間	入院見舞金	通院見舞金
5日以上7日まで	10,000円	5,000円
8日以上14日まで	20,000円	10,000円
15日以上30日まで	30,000円	20,000円
30日を超えた場合	50,000円	30,000円

※ 1回の事故に起因する見舞金合計の上限は1,000,000円とします。

(例) 事故の日から30日間入院して死亡した場合の見舞金は、1,000,000円となります。

(例) 10日間入院後10日通院した場合の見舞金は、

入院見舞金20,000円+通院見舞金10,000円=合計30,000円となります。

2.事故報告および見舞金の請求・受け取り

(1) 事故報告

①見舞金の給付対象あるいは対象と思われる事故が発生した場合は、教習所窓口へ事故およびケガ等の状態を連絡の上、<http://rimai.biz>からMYページの事故報告にアクセスして事故の状況を報告いただきます。

②JACLAより「事故報告受付受領のお知らせ」「見舞金請求の仕方」「見舞金請求書」がメールまたは書面で郵送されます。

(2) 見舞金の請求・請求の時期

①見舞金の請求は、「見舞金請求書」に必要事項を記入し、「診療領収書のコピー」を添付の上、返信用封筒で郵送いただきます。この場合、必要に応じ「診断書」の添付を求められる場合があります(死亡・後遺障害見舞金の給付の場合等)。この場合の診断書作成料金は合わせて支給します。

②請求の時期は、完治又は入院日数計算の対象期間を超える等、見舞金が確定した日以降、あるいは、死亡・後遺障害が確定した日(但し事故日から180日以内)以降の1回とします。中途での請求はできません。

(3) 見舞金の給付

見舞金請求書の内容確認後、教習所から見舞金が給付されます。

3.個人情報の取扱について

本制度運営上知りえたあらゆる個人に関する情報は、秘密として保持し、本制度並びに運営会社である日本カーライフアシスト株式会社から教習生に提供する健全な情報提供サービス以外に使用することはありません。尚、本制度への登録により、本制度を円滑に行うことを目的として、「自動車教習所傷害見舞金制度登録会員」、ならびに「JACLA会員」として登録されます。

以上

傷害見舞金制度登録会員規約

1.会員・会の目的

(1) 自動車教習所傷害見舞金制度の登録会員は、日本カーライフアシスト株式会社(以下「JACLA」といいます)のJACLAシステムを導入している自動車教習所に在籍した教習生全員が登録の対象となります。(2) この会は、会員のカーライフが、より快適で有意義なものとなるための各種支援を行うことを目的に設立され、以下の活動をおこないます。

2.活動・特典

(1) 自動車教習所に大型ディスプレイを配備し、教習生のこれから始まるカーライフなどに役立つ専用番組を配信します。(2) 放映された番組及び、別に用意する印刷媒体に係る情報は、携帯電話・パソコンからのメール送信により請求し、最新の情報を入手することができます。(3) JACLAと提携した店舗での買物の際、登録IDや割引クーポンの提示などにより会員特典を得ることができます。(4) 教習所在籍中に、教習所内で発生した事故によるケガ等に対して見舞金が支払われます。(5) その他、携帯電話あるいはJACLAが運営するホームページを活用して、会員に有益と思われる情報の提供をおこないます。

3.登録番号の発行・効力

(1) 当社は、登録申込み時に、会員1名ごとに登録番号を発行します。会員は、本規定内容を承知の上、以降大切に保管願います。(2) 登録番号の使用・効力は本人に限り有効であり、第三者への貸与・権利の譲渡等はできません。又、登録番号が、本来の目的以外に使用されたり、他の会員・第三者に迷惑がかかる恐れが発生あるいは予想された場合は、登録を抹消することがあります。

4.会員情報の登録

傷害見舞金の支払いの際の会員本人確認のため、入校時に通学している教習所名・申込日・氏名・生年月日・性別・取得免許の種類・住所・電話番号・eメールアドレスの登録を求め、これをコンピュータに登録します。登録された個人情報は、当社個人情報取扱基準に従い厳重に管理されます。

5.期間・会費

会員期間は、登録日以降無期限で、会費は永年無料とします。

6.退会等

(1) JACLAシステム導入の教習所在籍者は全員が会員の対象者となりますが、登録を希望しない場合はこの限りではありません。(2) 途中で、サービスの停止や退会を希望する場合は、JACLAインフォメーションデスクに連絡をいただくことにより、速やかに停止あるいは抹消の処理をおこないます。

7.サービス内容情報の公示

当社が行うサービス内容は変更・追加される場合がありますが、その内容は、JACLAホームページ上で公示します。会員は、JACLAホームページへのアクセスにて確認願います。

8.その他

本規定に定められていないことについては、会員・JACLAの話し合いで決定・解決することを原則とします。

【個人情報の取り扱い】

JACLAでは、個人情報保護法ならびにJISQ15001：2006の要求事項に基づき皆様の個人情報保護に努めています。皆様から個人情報を取得する際は、事前に通知し、同意を得た後でなければ個人情報を皆様から頂くことはありません。下記の事項をお読み頂き、ご同意の上ご登録ください。1.当社の個人情報に関する管理者:日本カーライフアシスト株式会社個人情報保護管理者 TEL:03-3552-2847/FAX:03-3552-2840 2.個人情報の利用目的:ご登録いただいた会員情報は以下に掲げる目的で利用します。(1) 各種会員サービス登録及び確認のため。(2) 傷害見舞金制度の提供のため。(3) メールマガジン・DMでの情報提供のため。(4) その他会員に有益と思われる情報、サービスの提供のため。3.第三者への提供:原則提供を行うことはありませんが、以下に該当する場合は、ご本人の同意なしに第三者に提供することがあります。(1) 法令に基づく場合。(2) 人の生命、身体または財産の保護、公衆衛生の向上、児童の健全育成推進の為に必要がある場合。(3) 国の機関、若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が合法的に協力を要請された場合。4.個人情報の委託:上記利用目的に基づくサービスご提供のため、個人情報の取扱いを委託する場合がございます。その場合には、個人情報保護の観点から委託先を評価し、個人情報保護に関する契約書を交わします。5.任意性:個人情報を提出頂くのはご本人の任意ですが、個人情報を提出頂けない場合、会員のご入会登録や各種サービスのご提供が出来ないことがあります。6.個人情報の開示、訂正、追加又は削除、並びに利用停止、第三者提供の停止について:取得した個人情報については、個人情報保護管理者が管理しています。当社が保有する開示対象個人情報の開示、訂正、追加又は削除、並びに利用停止、第三者提供の停止をご請求される場合は、上記1の管理者にお申し出下さい。尚、その際に本人確認をさせて頂くことがありますので、身分証明書のご提示をお願いする場合があります。

以上

【本しおり・規約・会に関わるご相談窓口】

■ JACLAインフォメーションデスク:TEL 0120-0111-650

■ JACLAホームページ <http://www.jacla.co.jp>

【事業主体】 日本カーライフアシスト株式会社

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-25-7 KSKビル本館6階

TEL.03-3552-2841 FAX.03-3552-2840

2010.04.M